

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 102):  
一時帰国時のワクチン接種

令和3年7月6日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- ・日本国内に住民票がない海外在留邦人等で、日本へ一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチンの無料接種事業を、本年8月1日から、成田空港及び羽田空港において開始します。
- ・(再通知)日本への入国に関しての留意事項(出国前検査、アプリ等のインストール、14日間の自主隔離等)

【本文】

1 一時帰国時の新型コロナウイルスワクチン接種

日本国内に住民票がない海外在留邦人等で、日本へ一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチンの無料接種事業を、本年8月1日から、成田空港及び羽田空港において開始します。終了時期は2022年1月上旬を予定していますので、フライト等に制約がある中で、計画的にご準備ください。詳細は下記のリンクをご覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

2 (再通知)日本への入国に関しての留意事項

現在、日本へ入国する全ての方(日本人を含む)に、下記(1)～(4)が義務付けられておりますので、帰国予定の方は、今一度ご確認願います。

- (1) 出国前検査
- (2) 質問票 Web の事前登録
- (3) アプリ等のインストールおよび設定
- (4) 誓約書の提出

詳しくは下記のリンクをご覧ください。

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-corona-Japan-entry.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-corona-Japan-entry.html)

なお、日本到着後は、14日間の自己隔離が必要となります。日本に到着した直後から自己隔離が終了するまで、公共交通機関(国内線航空機・鉄道・バス等)を利用することはできません。

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19\\_j.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)